

転入

に関連するおもな手続き

あてはまる手続きをご自身でご確認してください

窓口の場所確認はこちらから⇒

『○窓口』は市役所 1 階の窓口番号です



	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	場所	受付
住所 戸籍	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	・住所変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		市民課	① 窓口	
	前住所で申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	マイナンバーカードは再申請が必要です	・交付申請書 ・写真				
	印鑑登録が必要な方	印鑑登録	※受付窓口でご相談ください				
保険 年金	国民健康保険に加入する方 →69歳までの方	・国民健康保険の加入 ・保険証の交付			国保年金課	② 窓口	
	→70歳から74歳までの方	・国民健康保険の加入 ・保険証兼高齢受給者証の交付	(お持ちの方) 負担区分等証明書				
	→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	保険料の軽減有無確認	(お持ちの方) ・特定同一世帯所属者証明書 ・旧被扶養者異動連絡票				
	→転入日よりあとに勤務先の健康保険の資格が切れた方	・国民健康保険の加入 ・保険証の交付 ・国民年金の加入 (20歳から60歳未満)	勤務先の健康保険の 資格喪失証明書				
	→各種認定証が必要な方	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 の申請	前住所地の特定疾病療養受領証の 写し、または特定疾病認定証明書 (該当の場合)		国保年金課	② 窓口	
	75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療保険証の交付 (前住所地が県内の場合、後日郵送)					
	→各種認定証が新たに必要な方	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 の申請 (後日郵送)	※県内で引越した方で、 今まで認定証を持っていた方は 申請不要				
	年金を受給中の方	年金の住所変更 ※共済年金の方は共済組合へ ※農業者年金の方は農協へ					
高 齢	海外から転入された方	国民年金の加入 (20歳から60歳未満)					
	65歳以上の方	介護保険の加入 ※手続きは必要ありません (介護保険証を後日郵送します)			介護保険課	③ 窓口	
	前の住所地で要介護認定を受けていた方	要介護認定の相談	(お持ちの方) 介護保険受給資格証明書				
障がい	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など		総合福祉課	⑨ 窓口	
	重度障害者(児)の医療費助成受給資格を持っていた方	重度障害者(児)医療費助成の 相談・申請	・健康保険証 ・障害者手帳(身障・療育・精神) ・前住所地の所得課税証明書 ・本人名義の通帳 ※認印が必要な場合があります				
こども	小学生・中学生のお子さんがいる方	転校手続き (転(編)入学通知書の交付)	・在学証明書 ・教科用図書給与証明書		学校教育課	市役所 3階	
	0歳～中学生のお子さんがいる方	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は勤務先で申請 してください 転出予定日の翌日から 起算して15日以内	・マイナンバーの確認できる書類(両親) ・請求者の通帳 ※公金受取口座の場合は通帳不要 ・請求者の健康保険証 ・子どものマイナンバーを確認できる書類 (子どもと別居しているとき)				
	0歳～高校生のお子さんがいる方	乳幼児・こども医療費助成の申請	・健康保険証(子)		児童手当・ こども医療費窓口	⑧ 窓口	
	0歳～就園前のお子さんがいる方	乳幼児健康相談のご案内	・母子健康手帳				
	0歳～就学前のお子さんがいる方	乳幼児健診・予防接種等の相談	※お問い合わせください				
	妊娠中の方	妊婦健康診査受診票の交付	・母子健康手帳 ・前住所地の妊婦健康診査受診票		健康推進課	外部 石脇524-1 福祉保健会館 055-992-5711	
	妊娠中(初産)の方と配偶者の方	パパママスクールのご案内	※お問い合わせください				
	放課後児童室(学童)の利用を希望する方	児童室入室申請	・就労証明書など		教育総務課	市役所 3階	
	幼稚園・保育園・こども園に入園を希望する方	幼稚園・保育園・こども園の入園相談	※受付窓口でご相談ください				
	ひとり親家庭等に該当する方	児童扶養手当の相談・申請 ひとり親家庭等医療費助成の 相談・申請	※受付窓口でご相談ください ・健康保険証(親・子) ・前住所地の課税所得証明書 または最新の源泉徴収票 ・請求者の通帳		児童手当・ こども医療費窓口	⑧ 窓口	

※マイナンバーカードの一部手続きはご本人の来庁が必要です。

支所OK

左記の書類と
転(編)入学通知書
を学校へ提出

必要なものがそろっていない
方も立ち寄りください

こども	特別児童扶養手当を受給していた方	特別児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口でご相談ください		総合福祉課	⑨ 窓口
	重度障害者(児)の医療費助成受給資格を持っていた方	重度障害者(児)医療費助成の相談・申請	・健康保険証 ・障害者手帳(身障・療育・精神) ・前住所地の所得課税証明書 ・本人または保護者の通帳 ※認印が必要な場合があります			
税・料金	上下水道を使用する方	使用開始申込み	お電話 または インターネットで手続きできます		水道料金お客さまセンター 055-995-1831	
	海外から転入される方で納税管理人を定めている方	納税管理人の取り消し			税務課	⑩ 窓口
	税の口座振替を希望する方	口座振替の申請	・預金通帳 ・通帳の届出印			
	裾野市に土地や家屋をお持ちの方	住所変更				
	原付バイク・小型特殊・ミニカーを所有している方	所有申告(軽自動車税)	※受付窓口でご相談ください			
	軽自動車(三輪、四輪)を所有している方	※軽自動車検査協会でご相談ください			沼津支所 050-3816-1778	
その他	普通自動車、自動二輪(125cc超)を所有している方	※静岡運輸支局でご相談ください			沼津自動車検査登録事務所 050-5540-2051	
	戸別受信機(広報無線機)を借りたい方	貸出手続き			危機管理課	⑥ 窓口
	犬を飼っている方	犬の登録(住所変更)	前の住所地で発行された ・鑑札 ・愛犬手帳(愛犬カード)		生活環境課	⑤ 窓口
	ごみを市の収集で出される方	ごみの出し方のご案内			都市計画課 建築住宅係	市役所 2階
	市営住宅に入居する方 または市営住宅に同居を希望する方	市営住宅入居の相談 市営住宅の同居手続き	※受付窓口でご相談ください			



裾野市役所

〒410-1192
裾野市佐野1059番地



市役所代表電話

055-992-1111



WEB



開庁時間 あさ 8時30分 ~ 夕方 5時15分
(土曜・日曜・祝日、年末年始[12/29~1/3]の開庁日はお休みです)

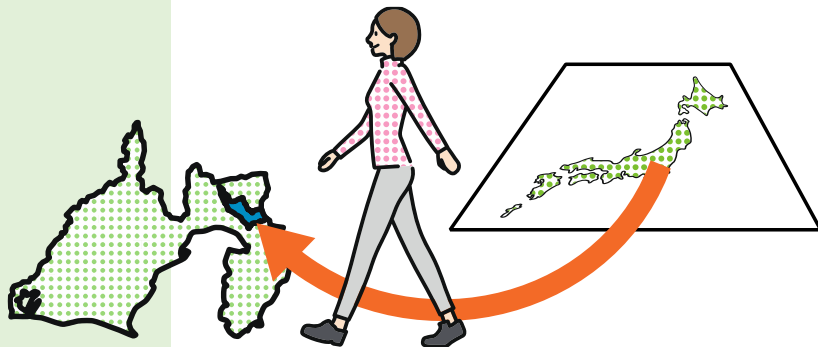
深良支所、富岡支所、須山支所の開庁時間も同様です。
受付窓口欄に **支所OK** マークのあるものは、支所でも受付できます。

裾野市公式ウェブサイト <https://www.city.susono.shizuoka.jp/index.html>

手続きチェックシート

転入

裾野市に
引越しされた方へ



忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証＞



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証
- ・年金手帳
- ・介護保険証
- ・年金証書
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

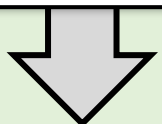
- 1 代理人として来られた方について本人確認をいたします
- 2 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状により確認させていただきます。
- 3 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。

異動届処理番号

「届出に必要なもの」

- ・前の住所地で発行された「**転出証明書**」
(マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方には原則発行されません)
- ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」または「**住民基本台帳カード**」
- ・外国人の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」

関連する手続きは
内側にあります



必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。